

新潟市 新型コロナウイルス感染症対応 結婚支援制度のご案内

新潟市内の結婚式等予定カップルを応援!



制度の趣旨

- ♥ 新型コロナウイルス感染症の発生以降、「結婚」を迎えたカップルが、本来であれば家族や親族、友人、職場の同僚等これまでお世話になった方々とともに、その慶びを分かち合い、祝福される結婚式等の開催に踏み切れないなど、不本意な境遇におかれています。
- ♥ 結婚から出産・子育てと、切れ目のない支援策を展開している新潟市として、こうした境遇にあるカップルに対し、「人生の門出の1ページづくり」を支援していきます。

制度の概要

- ♥ 結婚式場が提案する所定の結婚式等プランを利用した際に、裏面のクーポン利用申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて市内の結婚式場に提出することで、結婚式等の費用を**3万円割引**します。
- ♥ クーポンが利用できる期間:令和3年6月1日から令和4年1月31日まで。
※感染症の拡大状況や予算の執行状況により、期間の途中でクーポンの利用を中止する場合があります。
- ♥ クーポンが利用できる結婚式等のプラン及び結婚式場:下記QRコードから詳細をご確認ください。
- ♥ クーポンを利用できる方:以下のすべてを満たす方。
 - ① 令和2年3月1日から令和4年1月31日までの間に、婚姻等によりパートナーシップの関係にある方
(新潟市パートナーシップ宣誓カップルの方も対象。事実婚等の関係にあるカップルについては、事務局までお問い合わせください)
 - ② 令和3年6月1日から令和4年1月31日までの間に、所定のプランを利用して結婚式等を実施した方
 - ③ カップルのいずれか一方が、新潟市内に住民登録している方
 - ④ カップルのいずれもが、結婚式等の実施後2年以上新潟市内に住民登録することを誓約した方
 - ⑤ カップルのいずれもが、過去に本事業によるクーポンを利用していない方
 - ⑥ カップルのいずれもが、暴力団員でない又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方

《問合せ先》

新型コロナウイルス感染症対応結婚支援事業事務局

新潟市子ども未来部子ども政策課内

Tel:025-226-1193 Mail:mirai@city.niigata.lg.jp

クーポンが利用できる
プランなど、詳しくは
HPをご覧ください



新潟市新型コロナウイルス感染症対応結婚支援事業クーポン利用申請書

新潟市新型コロナウイルス感染症対応結婚支援事業のクーポンを利用したいので、同事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

見本

| | |
|-----------------|---|
| (宛先) 新潟市長 | 〒 - 年 月 日 |
| 申請者 住所 | _____ |
| _____ | _____ |
| 氏名 | _____ |
| 電話番号 | _____ |
| メールアドレス | _____ |
| パートナーの住所・氏名 | ※住所は申請者と異なる場合のみ記入 〒 - 住所 _____ _____ |
| _____ | 氏名 _____ |
| 婚姻等の日 | ※婚姻日、パートナーシップ宣誓制度による宣誓日 年 月 日 |
| 結婚式等を実施した日 | 年 月 日 |
| 結婚式等を実施した会場 | 所在地 新潟市 区 _____ 会場名 _____ 電話番号 _____ |
| 結婚式等のプラン | |
| 誓約事項 (☑を記入) | <input type="checkbox"/> 結婚式等を実施した日から2年以上、新潟市内に住民登録予定です。 <input type="checkbox"/> 過去に本事業によるクーポンを利用したことはありません。 <input type="checkbox"/> パートナーを含め、暴力団又は暴力団員と密接な関係はありません。 <input type="checkbox"/> 本申請書に記載した内容は、事実と相違ありません。 |
| 同意事項 (☑を記入) | <input type="checkbox"/> 本申請書及び添付書類が、結婚式場を経由し、新潟市長に提出されることに同意します。 <input type="checkbox"/> 本申請書の記載内容に虚偽や事実と異なる内容があった場合、クーポン利用による割引額を返還することに同意します。 |
| 添付書類* (☑を記入) | <input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(写し)又は婚姻届受理証明書 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受理証(写し)又は同受領カード(写し) |

※添付書類について、領収書(写し)は申請者全員が添付し、令和2年3月1日から令和3年5月31日までに婚姻をしたカップルは戸籍謄本(写し)又は婚姻届受理証明書を、新潟市パートナーシップ宣誓制度により宣誓したカップルは同受理証(写し)又は同受領カード(写し)をそれぞれ添付してください。